

刈谷市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 2 5 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 3 0 号

刈谷市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部
を改正する規則

刈谷市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成 1 4 年規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次の各号に掲げる図書」を「方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「前項各号の図書」を「省令第 2 条第 3 項に規定する設計図若しくは写真又は方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図」に、「当該各図書を省令第 3 条第 2 項の変更届出書」を「当該変更後の図書を省令第 6 条第 2 項の届出書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。